

第 2 期川崎市空家等対策計画の一部改定等を行いました

新たな空家等対策の推進に向け、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正に合わせ、第 2 期川崎市空家等対策計画の一部改定（案）等を取りまとめ、この計画案等について市民の皆様の御意見を募集しました。

このたび、その結果等を踏まえ、適切な管理が行われていない空家等への対応を強化するため、新たに「管理不全空家等」を定義するなど、第 2 期川崎市空家等対策計画の一部改定等を行いました。

1 意見の募集期間

令和 6 年 6 月 6 日(木)から令和 6 年 7 月 1 2 日(金)まで

2 実施結果の概要

意見提出数（意見件数）		7 通（ 15 件）
内 訳	持参	0 通（ 0 件）
	郵送	2 通（ 3 件）
	F A X	0 通（ 0 件）
	電子メール	5 通（ 12 件）

3 添付資料

- （１）第 2 期川崎市空家等対策計画の一部改定（案）等に関するパブリックコメント実施結果について【資料 1】
- （２）第 2 期川崎市空家等対策計画の一部改定等の概要について【資料 2】

4 その他

意見募集の実施結果及び同計画の本編については、川崎市ホームページに掲載しています。
(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/500/0000166000.html>)

市ホームページ



問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 川本

電話 044-200-0174